

## 特記仕様書

- 1 件 名 真喜屋小学校仮設校舎賃貸借
- 2 位 置 名護市字 真喜屋 地内
- 3 業務範囲 別紙図面、備品類リスト及び特記仕様書(本書)に示す範囲
- 4 業務概要 真喜屋小学校仮設校舎賃貸借に係る一切  
(建築工事・設備工事・外構工事・建築許認可手続等含む)  
※ 現在、既設校舎の改修設計業務を行っており仮設校舎の確認申請については、  
確認申請提出先に計画変更に関するものか、確認の上提出すること。

- 5 業務期間
- 【令和5年度】  
建築確認申請期間 契約締結日の翌日～令和6年3月29日
- 【令和6年度】  
建方期間 令和6年4月1日～令和6年7月31日 (4ヶ月)  
リース期間 令和6年8月1日～令和7年2月28日 (7ヶ月)  
解体期間 令和7年3月1日～令和7年3月31日 (1ヶ月)
- ※ 上記の建方期間・リース期間はあくまでも目安であり、監督員と協議して決定する。  
※ 令和5年度に建築確認申請まで行い、令和6年度に建方、リース等となります。

- 6 目的物件  
(設置場所)  
(構造・階数)  
(面積)
- 別紙 配置図 の通り  
軽量鉄骨ブレース構造 2階建て  
596.16㎡(298.08㎡+298.08㎡) 渡り廊下 L=13.0m程度

仮設校舎棟			
1F	保健室	4間×4間	1 ケ所 51.84 ㎡
	トイレ	3間×4間	1 ケ所 38.88 ㎡
	普通教室	4間×4間	2 ケ所 103.68 ㎡
	図工室	4間×4間	1 ケ所 51.84 ㎡
	準備室	1間×4間	1 ケ所 12.96 ㎡
	給食受室	3間×4間	1 ケ所 38.88 ㎡
2F	普通教室	4間×4間	3 ケ所 155.52 ㎡
	トイレ	3間×4間	1 ケ所 38.88 ㎡
	特別支援教室	2間×4間	1 ケ所 25.92 ㎡
	家庭科教室	4間×4間	1 ケ所 51.84 ㎡
	準備室	2間×4間	1 ケ所 25.92 ㎡

- ※ 当仮設校舎から既設校舎までの連絡通路(屋外渡り廊下)を設ける。  
(別項「9建築工事」及び「12外構工事」参照)

- 7 一般事項
- 1) 図面及び本書に記載されていない事項については、以下の仕様書による(本書と以下仕様書を併せて以降「仕様書等」とよぶ)。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修  
・ 公共建築工事標準仕様書 建築工事編(令和4年版)  
・ 公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編(令和4年版)  
・ 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編(令和4年版)
  - 2) この特記仕様書に掲げる全ての事項は賃貸借に係る設置工事及び保守業務とし、それらに係る諸手続・工事費・検査費用及び諸経費は、全て賃貸借金額内とする。
  - 3) 設置工事は、一般に、別紙図面類や仕様書等によるものであるが、明記されなくても工事施工上、当然必要とされるもの及び諸法令により規定されるものは、全て賃貸借金額内とする。
  - 4) 作業影響及び地域施設に対する汚損防止対策に万全を期し、騒音・振動等の発生については周辺への影響を考慮し、事前に関係者と連絡調整を行い、出来る限り、環境負荷を最小限にするよう努めること。  
不測の事態が発生した場合は、賃貸人の責任において直ちに善処すること。

- 5) 諸法令による他、現状に即した安全対策を行うこと。また関係者及び第三者の指示等があった場合は、善処するよう努めるとともに、特に車両等の誘導に万全を期すこと。
- 6) 本物件の設置に係る賃貸人は、目的物件の設置(工事)期間中やリース期間中及び解体工事期間中は火災保険等の損害保険に付すこと。
- 7) 本物件の通常の使用状態で発生する不具合部分の修復については賃貸人の責任にて速やかに行うものとする。リース期間中は賃貸物件の維持・管理を行い、台風及び災害時には対策を行い、被害状況等の確認を行い復旧を行うこと。
- 8) 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)・同解説/工事写真の撮り方(建築編)により、以下写真を記録する。
  - ・ 工事前
  - ・ 施工中
  - ・ 工事等完成(建方(仮設校舎設置)完了時または改修完了時)
  - ・ 解体撤去中
  - ・ 埋め戻し整地後完了後

※ 工事の進展による隠ぺい部分は重点的に写真管理を行うこと。
- 9) 移設備品及びリース備品の内容については、別紙リスト類を参照すること。
  - ※ 改修後の校舎へ再度移設する備品の移設費用も算出すること。
  - ※ 『既存校舎から仮設校舎移設』と『改修済校舎へ再度移設』(処分共)する費用は項目を分別すること。
  - ※ 学校側よりリスト以外の移設依頼がある場合は担当者と協議すること。
- 10) 仮設校舎の撤去後は敷地を現況復旧すること。現況復旧については、名護市教育委員会及び学校長の承諾を得た後、教育委員会に完了届を提出する。
- 11) 工事の期間中は仮囲いを設置し、搬入出口にはクロスゲートを設ける。
  - ※ 当該期間中は、児童生徒、学校関係者の安全面に留意すること。
  - ※ 登下校時または学校授業中に構内を工事車両が通行する際には、事前に学校側と調整を行い、必ず誘導員を配置し十分な安全対策を施すこと。
- 12) 施工上必要となる仮設物(敷鉄板、作業員休憩小屋、足場等)を見込み計上する。
- 13) 仮設校舎設置場所は、学校敷地内となっており登下校時の工事車両は、学校側と調整後、避けるようにし工事車両出入り時には、誘導員を配置すること。

## 8 特記事項

- 1) 部材等については、各メーカー仕様とするが構造部材については、日本工業規格の基準に準拠するものとする。
- 2) プレハブ資材の程度は、基本的に中古品使用可とするが、腐食、老化等がないものを用いること。
- 3) 仮設校舎設置後(工事等完成引渡しの際)、鍵を3本1組とし鍵札(樹脂製等)を付け鍵箱に収納し提出する。
- 4) 賃貸人の責任にて台風養生を確実にを行い、台風接近前後には再度確認すること。  
(下請け業者の地元企業優先活用)
- 5) 下請業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。

## 9 建築工事

- 1) 外部仕上(外部廊下、渡り廊下)
 

屋根	厚0.5mm程度 鋼板製折板(ルーフデッキ)
外壁	厚0.27mm程度 カラー鉄板 パネル式 (厚25mm程度 断熱材入り)
床	コンクリート金ごて仕上げ(外部廊下、連絡通路)

- ※ 外部廊下は雨がかりのないよう庇を設ける。
- ※ 仮設校舎から既設校舎への連絡通路を設置する。
- ※ 台風時等多雨時には当該配置場所(中庭)に水が溜まるため床レベル設定に注意すること。(既設校舎(職員室棟)土間コンクリートレベルの現況確認)

2) 普通教室等 内部仕上 ※特別支援教室及び家庭科室、図工室、準備室含む

床	厚12mm程度 合板下地 + 厚1.8mm程度 塩ビシート張り
壁	厚2.5mm程度 プリント合板張 ※防火上主要な間仕切壁： 法的要求を満たす構造・性能
天井	厚2.5mm程度 プリント合板張(厚25mm程度断熱材敷き込み)

3) 男女便所 内部仕上

床	コンクリート金ごて仕上げ(排水ドレイン設置)
壁	厚0.27mm程度 カラー鉄板 パネル式 (厚25mm程度 断熱材入り)
天井	厚2.5mm程度 プリント合板張(厚25mm程度断熱材敷き込み)

4) 給食受入室

天井	厚2.5mm程度 プリント合板張(厚25mm程度断熱材敷き込み)
壁	厚2.5mm程度 プリント合板張
床	コンクリート土間(金こて押え) ※基本的に床のレベル高さを上げること。構造上不可能な場合には、スロープ等を設置し給食運搬車の搬入搬出に支障がないようにすること。その場合、スロープの勾配に注意すること。 ※給食運搬車が荷降ろしできるプラットホームの設置 ※搬入搬出用の開口部は、給食配膳台車の幅について調整すること。 ※上記開口部は網戸付きとすること。

5) 天井高さ 2,700～3,000程度

6) 階高 各自(メーカー)仕様による。

7) 出入口の施錠については、各室1ヶ所は差込錠(南京錠)とし、残りはクレセント(ロック付)とする。

8) 上記の仕様内容は、すべて同等品以上のものを使用すること。

9) 各教室に生徒用鞆置き棚(20個)程度を設置する。

10 電気設備  
工事

1) 照明設備

- ・ 各室照明器具 32W×2灯型
- ・ 外廊下 防雨型器具 20W
- ・ 屋外防犯灯(仮設校舎2器)
- ※ 各器具数はJIS照度基準に準じ適宜配置する。
- ※ スイッチは、各室ごとに設置する。

2) コンセント設備

各2個口	
・ 普通教室、特別支援教室	4ヶ所程度
・ 家庭科室、図工室、準備室	4ヶ所程度
・ 保健室	6ヶ所程度
・ 給食受室	2ヶ所程度
保冷库用コンセント	1ヶ所程度

- 3) 放送設備(拡声、時報)
  - ・ 普通教室、特別支援室、保健室  
スピーカー1台設置(音量調整器付き)新設で設ける。
  - ※ 準備室、便所、給食受室を除く。
  - ※ 校内放送用設備。
  - ・ 12号棟(職員室棟)から引込みを行い、仮設校舎もこれまで通り使用できるようにする。

4) 通信情報設備

保健室は仮設校舎へ移設し、内外の配線(現状通り復旧)。既存校舎も現状通り使用できるようにする事。

- ・ 電話            ・・・ 保健室の内外まで配線(現状通り復旧)
- ・ LAN            ・・・ 各室黒板横位置配線まで(既設職員室棟より引き込み)
- ・ 無線LAN        ・・・ 別途ギガスクール保守管理事業者と調整予定  
(設置位置は通信事業者と要調整)
- ・ テレビ放送    ・・・ 既設校舎より各普通教室等への引き込み等

5) 自動火災報知設備       消防法、他関連法令に基づき設置

6) 電気設備工事の施工方法については、電気設備技術基準、電力会社内線規定、消防法(所管消防署条例)その他関連省庁の基準に適合し得るものとする。

7) 電気(幹線、動力)は既設キュービクルから引き込むこと。

11 機械設備  
工事

1) 給排水衛生設備

- ・ 外部廊下に手洗い(ステンレス製流し台、水栓3個)を設置する。(計8ヶ所)
- ・ 男女便所に適宜必要な器具を設置する。
- ※ 給水管の引き込みや分岐の際には、仮設校舎の水圧確保と共に既存校舎の水圧維持にも留意のこと。

2) 汚水排水は、現況調査の上、既設汚水配管へ排水し、雨水排水は、既設側溝へ放流する。

3) 換気設備、空気調和設備

空調機については各教室棟に配置し、リース備品となるため、付加計算を行い配置及び費用計上

4) 機械設備工事の施工方法については、関連法令・消防法(所管消防署条例)その他関連省庁の基準に適合すること。

12 外構工事

1) 仮設校舎から既設校舎への連絡通路を設置する。

屋根            厚0.5mm程度 鋼板製折板(ルーフデッキ、鋼製軸組み)  
下壁・腰壁    雨水吹き込みを防ぐ目的にて片側に当該壁を設ける。  
木下地 + 厚12mmコンパネ等  
床              コンクリート金ごて仕上げ

2) 仮設校舎設置予定場所に樹木が干渉する場合は調整を行う。(現場着手時立会)  
※ 移植位置については担当者及び学校長に確認すること。

3) 仮設校舎設置後の水たまり予防処置として、切込碎石(クラッシャーラン 厚50mm)敷きにて仮設校舎周囲の高低差補修を行う。

4) 給食配膳室に付属するプラットホームについては、屋根を設置することとし、雨天の際、給食運搬車からの荷降ろし及び室内への搬入の際は給食台車が濡れない構造とすること。

5) 保健室へ救急車の緊急搬送車が通行できるように碎石等で整地を行う事。

13 解体工事

1) リース満了時改修済校舎へ移設完了後、速やかに仮設校舎及びその他設備等の解体撤去を行う。撤去後の敷地については、建て方前現況復旧を行うこと。

※ 現在の仮設校舎設置場所は芝で整備を行っている為、仮設校舎解体後、復旧は芝で行う事。

14 確認申請等

1) 併用開始に係る一切の計画類、関係法令申請、学校側との調整、全ての申請手数料等含む。

15 諸経費

1) 報告書類(完了報告書、着手前後写真、他)の作成を含む。

## 備品移設リスト (真喜屋)

No	教室名	備品名	寸法	数量	旧校舎 →仮設校舎	仮設校舎解体 時に廃棄	仮設校舎→ 新校舎へ移設	移設業者
1	保健室	冷蔵庫	103*50*50	1	○		○	請負者
2	"	洗濯機	82*52*52	1	○		○	請負者
3	"	ベット	210*93*85	2	○		○	請負者
4	"	プリンター	540*500*550	1	○		○	請負者
5	普通教室	大型テレビ	1130*670	6	○		○	請負者
6	"	PC保管庫	550*550*1290	5	○		○	請負者
7	"	オルガン	92*81*43	3	○		○	請負者
8	特別支援教室	移動式畳	180*97*25	2	○		○	請負者
9	給食受室	冷蔵庫	195*91*91	1	○		○	請負者
10	"	冷蔵庫	190*70*80	1	○		○	請負者
11	家庭科準備室	冷蔵庫	129*55*48	1	○		○	請負者
12	図工室	テーブル	180*90*70	4	○		○	請負者
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								

## リース物品リスト (真喜屋)

No	教室名	備品名	寸法	数量	備考
1	保健室	棚	2,400×870×360	1	
2	〃	棚	1,850×1,850×850	2	
3	〃	流し台	1,800×800×500	1	
4	〃	湯沸かし器	30号	1	
5	〃	遮光カーテン	各室 建具寸法に応じて	必要数	
6	〃	エアコン		1	
7	普通教室	黒板	3,600×1,200	6	
8	〃	黒板(ホワイトボード)	3,000×900	6	
9	〃	掃除用具入れ	1,900×1,200×470 程度	6	
10	〃	エプロン入れ	1,500×950×470 程度	6	
11	〃	鞆入れ	40個 程度	6	
12	〃	棚	4,200×720×460 程度	6	
13	〃	棚	800×900×360 程度	6	
14	〃	カーテン	各室 建具寸法に応じて	必要数	
15	〃	エアコン		6	
16	給食受室	棚	3,600×690×660 程度	1	
17	家庭科教室	掃除用具入れ	1,900×1,200×470 程度	1	
18	〃	家庭科用テーブル	1,800×900×750 程度	4	ガス配管が必要
19	〃	家庭科用テーブル(教師用)	1,800×900×850 程度	1	ガス配管が必要
20	〃	棚	1,020×920×340 程度	2	
21	〃	黒板	3,600×1,200	1	
22	〃	カーテン	各室 建具寸法に応じて	必要数	
23	〃	エアコン		1	
24	家庭科準備室	棚	5,620×2,000×600 程度	2	
25	〃	カーテン	各室 建具寸法に応じて	必要数	
26	図工室	黒板	3,600×1,200	1	
27	〃	棚	1,800×1,000×450 程度	2	
28	〃	カーテン	各室 建具寸法に応じて	必要数	
29	〃	エアコン		1	
30	図工準備室	棚	6,000×1,800×450 程度	1	
31	〃	カーテン	各室 建具寸法に応じて	必要数	
32					
33					
34					
35					

